

みんなの県政

1972/4

NO.40 富山



:特集

本県の住宅事情



●4月に咲く花
セントーレア〔ヤグルマギク〕
〔キク科〕

〈表紙説明〉

まるまげまつり

むかし、氷見市街の北部の本川にあった遊郭の芸者さんたちの間に、まるまげ（主として人妻が結った髪のかたち）を結って、千手寺に願かけをする風習があった。

この風習は、昭和34年、皇太子殿下のご成婚を記念して「まるまげまつり」として復活。

4月17日、前夜当番町内へおでましになったお前立（神体の写し）を先頭に、まるまげを結った芸者さんや稚児さんの行列が、美々しく着飾って千手寺へむかう。



① 住宅事情と需要のうづき

昭和四十三年の住宅統計調査の結果では、住宅総数三万四、五〇〇戸、普通世帯数二万九、〇〇〇世帯で、昭和四十年頃より住宅総数が普通世帯数を上回ってきています。しかし、このことは直ちに住宅難の解消を意味するものではなく、狭小過密居住、老朽住宅、その他にも通勤事情などが問題になってきています。

この住宅統計調査から県内の住宅の実態についてみますと、持家率八四・九％、一戸当り平均室数五・五室、一人当り畳数八畳と、いずれも全国の一、二位をしめています。反面、住宅設備についてみると、水洗便所の設備のある家は四・九％(全国平均一七・一％)浴室のある家は五・一％(全国平均一七・一％)で、かなり遅れているようです。

また、狭小過密住宅が六、九四〇世帯、老朽住宅が七、七九〇世帯、同居世帯が二、一六〇世帯あり、昭和四十四年住宅需要の実態として、昭和五十年までに世帯や地域の特

調査では、約七、六〇〇世帯がなんらかの形で住宅の困窮を訴えています。

さらに、今後の、世帯の組織化などによる住宅の新設需要や、既存住宅の建て替え需要などを考えますと、昭和四十五年度から六十年間までの一六六年間で、新設八万二、〇〇〇戸、建て替え九万一、〇〇〇戸、合計一七万三、〇〇〇戸の住宅を建設する必要があります。これに必要な住宅用地も、およそ三、二〇〇公に達するものと考えられます。その規模や構造・設備についても、家族構成に適應した合理的な規模の住宅、いわゆる「共用室を備えた一人一室住宅」が望まれています。これらの需要に應えるために、住宅生産の工業化が進み、量産によるコストダウンの有利性を活かしたプレハブ住宅の建設が増えています。北陸の風土や気候に適した高度の設備を持つ住宅。これらの計画的供給、そしてその自由選択が期待されます。

② 目標とする標準

昭和六十年までには、欧米先進国なみの居住水準を確保することが目標です。その過程として、昭和五十年までに世帯や地域の特

③ 県の役割と方針

最低限の居住水準を持つ住宅を自力で確保できない人に対しては、公営住宅などの低家賃住宅の建設を、中所得者層に対しては、公的資金の融資の拡充をはかります。また、地

方住宅供給公社をさらに充実して、分譲・賃貸住宅の建設を促進するとともに、適正な価格による良好な宅地も供給します。

④ 民間による住宅建設と宅地開発

民間における建設状況によって、全体計画の達成の見込みが違ってくるので、これらを指導し援助します。とくに、土地利用計画

に適合する民間の大規模開発事業については積極的な協力と援助を行ないます。

⑤ 関連公共・公益施設の整備

道路などの交通施設・公園・上下水道・教育関係施設など、住宅と密接な関係をもつ公

共施設の整備をはかり、居住環境の適正化につとめます。

防災都市への道

① 建築物の防災、とくに防火対策について

建築基準法には、建築物個々の用途・規模などによってそれぞれ規制される「単体規制」と、密集する都市建築物に対して総体的に規制される「集団規制」があります。

県下の市街地には、既存の木造建築物が密集し、防災上危険な状況にあるところも多くあります。

この現状に対して、積極的な都市の防災化を図る事業として

- 住宅地区改良事業
- 防災建築街区造成事業
- 市街地再開発事業

この制度は、すでにある木造市街地をできるだけ不燃化し、都市機能の向上を図ることを目的としています。

県下では、高岡・魚津・氷見・小矢

部・砺波の各市の一部で、防災建築街区の造成事業が実施され、富山市の一部においてもこれらの事業が計画されたことがあり、富山市総曲輪の大火を契機として、市街地再開発事業の適用をうけ、住民の協力によって実施されようとしています。

この事業には、国・県・関係市の助成補助や、建設資金に対する関係機関の特別融資制度などが設けられています。しかし、多額の事業費を必要とすること、工事期間中の営業・土地の所有権・借地権などの調整もあつて複雑な問題がからんできます。いづれにしても、この事業を進めるには、関係住民の方々の積極的な協力が必要であり県でも関係市のこの事業の推進、指導に積極的にとりこんでいます。

● 住宅需要の予測

① 必要住宅戸数

	昭和45年	昭和50年	昭和60年
人口(千人)	1,030	1,066	1,150
普通世帯数(千世帯)	244	269	313
住宅戸数(千戸)	248	278	325

② 必要住宅供給戸数

	長期計画(45~60)	中期計画(45~50)
新規需要(百戸)	820	350
建替需要(百戸)	910	380
合計(百戸)	1,730	730

● 住宅、宅地供給計画

① 住宅供給戸数

長期計画(45~60)			中期計画(45~50)			
合計	公的資金による住宅	民間自力による住宅	合計	公的資金による住宅		民間自力による住宅
				小計	公的機関が建設するもの	
1,730	690	1,040	730	260	75	185
				390 (億円)	112 (億円)	278 (億円)

② 立地別住宅供給戸数

	長期計画(45~60)	中期計画(45~50)
既成市街地	320	150
新市街地	990	405
非市街地	420	175
合計	1,730	730

③ 住宅用地供給計画

長期計画(45~60)			中期計画(45~50)		
住宅用地需要	供給		住宅用地需要	供給	
	公的	民間		公的	民間
G 3,220	G 740	G 2,480	G 1,210	G 280	G 930
M G 2,475	M G 495	M G 1,980	M G 931	M G 186	M G 745

G、MGは住宅用地需要の単位

● 富山県第2期住宅建設5カ年計画及び第4次県勢総合計画に基づく要因別住宅建設戸数

要因別	46~50年度	51~60年度	計
普通世帯の増加	25,000 戸	44,000 戸	69,000 戸
住宅不足の解消	2,000 戸	— 戸	2,000 戸
建て替え住宅	32,000 戸	53,000 戸	85,000 戸
必要空屋の増加	3,000 戸	3,000 戸	6,000 戸
計	62,000 戸	100,000 戸	162,000 戸

● 富山県第2期住宅建設5カ年計画による資金別計画戸数

(1) 公的資金による住宅	計 22,000 戸
(1) 公営住宅	2,700 戸
(2) 改良住宅	200 戸
(3) 住宅金融公庫住宅	14,800 戸
(4) 日本住宅公団住宅	300 戸
(5) その他住宅	4,000 戸
(2) 民間資金による住宅	計 40,000 戸
(3) 合計	計 62,000 戸

●第2期公営住宅建設5カ年計画

事業主体	46			47			48			49			50			計		
	1	2	計	1	2	計	1	2	計	1	2	計	1	2	計	1	2	計
富山県	184		184	216		216	200		200	200		200	200		200	1,000		1,000
富山市	90	59	149	114	40	154	98	52	150	127	23	150	127	23	150	556	197	753
高岡市	28	8	36	48		48	32	22	54	32	24	56	32	24	56	172	78	250
新湊市		6	6		6	6		12	12		12	12		12	12		48	48
魚津市							12	12	24	12	12	24	12	12	24	36	36	72
氷見市		24	24		20	20	8	16	24	8	16	24	12	12	24	28	88	116
滑川市	14	10	24	24		24	18	6	24	18	6	24	18	6	24	92	28	120
黒部市							10	5	15	10	5	15	10	5	15	30	15	45
小矢部市				15		15				15		15	16		16	46		46
大沢野町								10	10		10	10		16	16	36		36
大山町	10		10		10	10										10	10	20
上市町											16	16		16	16		32	32
立山町										16		16	16		16	32		32
入善町				10	10		10	10								20	20	20
八尾町							8	8	8	4	12	8	4	12	24	8	32	32
大門町										10		10		10	20		20	20
福野町											10	10		10	1010		10	10
福光町	24		24				24	24							48		48	48
県営計	184		184	216		216	200		200	200		200	200		200	1,000		1,000
町営計	166	107	273	201	86	287	210	145	355	256	128	384	271	130	401	1,104	596	1,700
計	350	107	457	417	86	503	410	145	555	456	128	584	471	130	601	2,104	596	2,700
2種率%	23.41			17.10			26.13			21.92			21.63			22.07		

新しい環境へ巣立つ子どもたち、安全のために

子どもの事故は、交通事故比較表でわかるように、前年にくらべて件数で五〇件も増えています。死者はわずかに減り、負傷者が増えています。

原因の主なものを見ますと、飛び出しによる死傷者は三七人でもっとも多く、次に車の直前直後の横断が一七九人となっています。このことから、新学期を迎えるにあたり、こどもの登下校(園)や帰宅後の交通安全教育を、さらに徹底する必要があります。

こどもの交通事故比較表

区分	件数			死者			傷者		
	子どもの事故	全事故	比率	子どもの事故	全事故	比率	子どもの事故	全事故	比率
昭和46年	1,094	6,823	17.3	21	211	10.0	1,137	8,425	13.5
昭和45年	1,044	6,551	15.9	23	207	11.1	1,075	8,632	12.5
増減数	+50	-228		-2	+4		+62	-207	
増減率	4.8	3.5		8.9	1.9		5.8	2.4	

去る四月六日(木)から四月一五日(土)までの十日間、昭和四十七年春の全国交通安全運動を展開して、歩行者事故と、とくに新入学児童・園児および幼児を交通事故から守る対策が、関係機関団体の協力により、いろいろ実施されました。こどものいる家庭では保護者の方々は次のことに十分注意してください。

赤ちゃんがヨチヨチ歩きをはじめころから、保護者は乳幼児の交通安全ということに気をつけなければなりません。こどもの人格や行動習慣に独立心の芽はえる三才ころから少しずつ交通安全教育をして、こどもによい習慣を身につけさせ、安全な行動を教えこむことが大切です。

保育所・幼稚園・小学校へはいれば、そこでそれぞれの年齢に応じた交通安全教育が行なわれますが、家庭に帰ってからの交通安全教育も手をゆるめてはいけません。

このたびの春の全国交通安全運動期間中、県では、こどもたちのために

- 登校(園)児童に保護者同行の日(四月七日)
- 子どもと遊び場総点検の日(四月一日)
- 通学(園)道路総点検の日(四月一四日)

など、特別デーを設けました。これらは通学(園)道路などの交通環境を保護者の目でたしかめ、交通事故からこどもを守ろうとするものです。

日常、こどもに注意すること

① こどもの行動特性を知ること

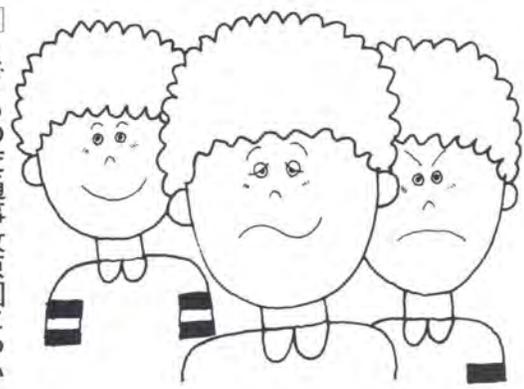
こどもの性格と健康状態をよく知っておくことが、事故を防ぐ大切なことです。幼児の事故を分析すると、とくに、事故を起こしやすい性格や健康状態が見られます。気分がむらがりやすかったり、注意力が散漫で落ち着かないこども。あるいは視力や聴力に異常のあるこども。疲れているときや考えごとをしているとき、気が沈んだり、反対にはしやいでいるときのこども、いずれも事故を起こしやすいものです。

前述したとおり、こどもの交通事故で一番多いのは、飛び出し事故です。こどもの行動が衝動的で、前後の見きかいがなく、危険に対する先見性がないことによつて起こる特有の事故です。

たとえば危険を感じたとき、前後の見きかいはなく駆け出したり、あともどろしたりするなど、まったく予想できない行動をとります。保護者などと離れた場所にいるときは、いっしょになろうとして急に駆け出したり、横断したりします。遊びに夢中になると、遊ぶことに気がとられて、目の前に車が現われても気がつかないものです。

車は速度や距離に関係なく、いつでも止まってくれるものと思っており、車の直前へ手をあげながら飛び出し、横断をはじめることがあります。また、車の方を見ていても、他のことに気をとられて、車にまったく気がついていないこどももあります。

このようなことは、自動車の運転者にも注意する必要がありますが、保護者は、それがこどもの特性だとして放置してはいけません。こどもの交通事故の原因を考えてこのような衝動性を安定させ、交通環境の中にひそむ危険をさとらせるために、注意と訓練をくりかえし、一貫した習慣を養うことが必要です。



② こどもの交通事故原因について考えて見ること

公営住宅に入るには

●申し込みの資格

- 現に住宅に困っている人
- 県内に住所または勤務場所を持つている人
- 現在同居し、または同居しようとする親族がある人
- 入居の申し込みをした日における毎月の収入(所得金額の計算の例により算出した額を十二で除した額)から扶養親族一人につき五、〇〇〇円を控除した額が二万七、〇〇〇円を超え、四万六、〇〇〇円以下の人

1種県営住宅入居資格基準表

収入基準額	扶養親族				
	0人	1人	2人	3人	4人
量 高	821,999 (68,500)	895,999 (74,700)	971,999 (81,000)	1,045,999 (87,000)	1,121,999 (93,500)
量 低	535,999 (44,700)	611,999 (51,000)	685,999 (57,200)	761,999 (63,550)	835,999 (69,700)

●申し込みの方法

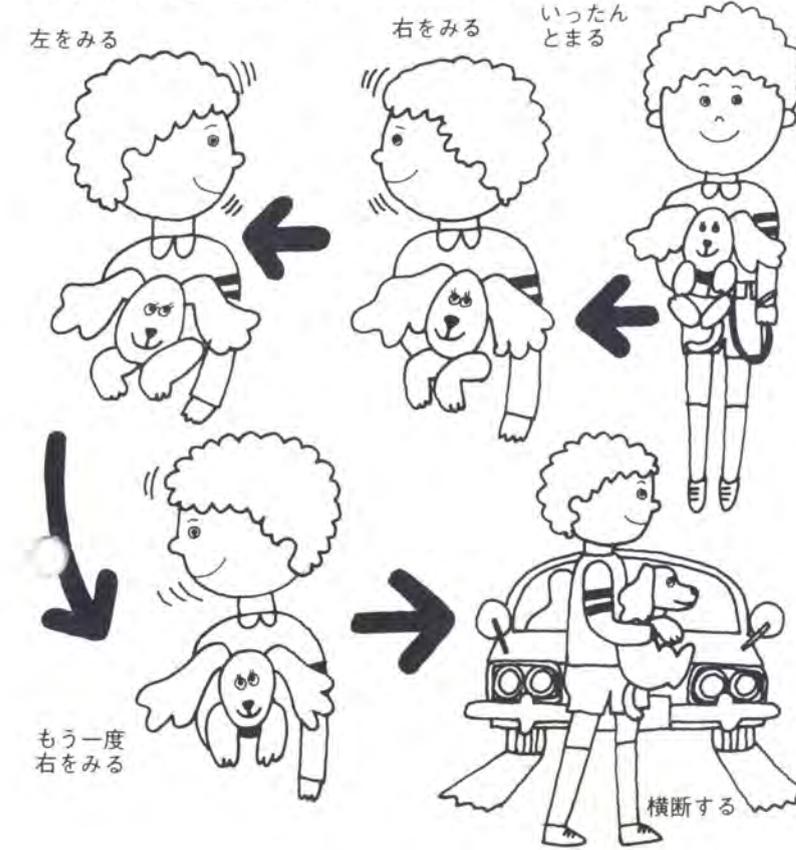
- ① 県営住宅入居申込書
 - ② 印かん
 - ③ 同居関係を証する市町村長の証明書(住民票・謄本)
 - ④ 官製ハガキ一枚(表に申込者の住所・氏名を明記)
 - ⑤ 給与証明書
 - ⑥ 証明または所得税の確定申告書の写し、その他婚姻の予約者については、これを証する書類
 - ⑦ 申込者の現住所附近の見取図
- ア、給与所得者は、勤務先の責任ある者が証明した給与証明書と前年分の源泉徴収票
- イ、その他の人は年間所得を確認できる所得証明または所得税の確定申告書の写し

子どもに教えておきたいこと

① 道ばたで、必ずいったん停止をすること

幼児はみんな活動的で、少しも止まっていることがありません。ですから、こうした特性に反して、いったん停止して、右を見て、左を見て、もう一度右を見て、車が来ないことを確かめてから渡ることを、子どもに習慣づけることは容易なことではないのです。それには、日頃からいったん停止をする訓練を重ねることが大切です。また、保護者が

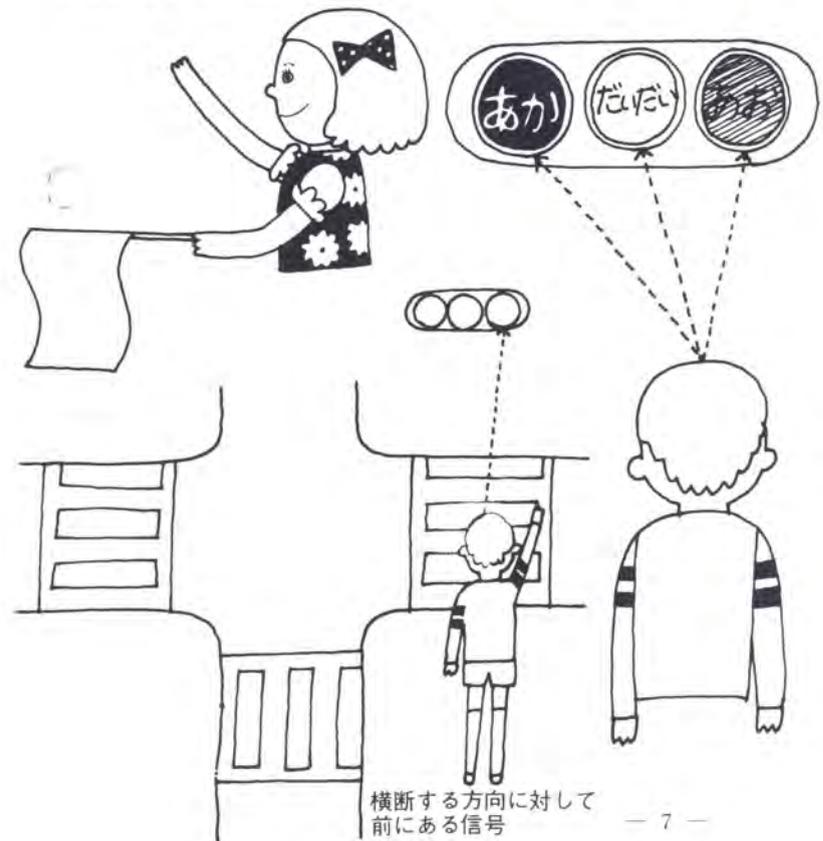
●横断時の安全確保のために習慣づけましょう



② 正しい横断をすること

子どもは「赤」はとまれ、「黄色」は注意「青」は進めと暗記していても、実際に信号にしたがって行動しない場合があります。そして、信号機のある交差点で、どの信号を見て渡ったらよいか迷うものです。信号は横断する方向に対して、前にある信号を見ること。横の信号を見て行動しないことを、実際の場所教えてあげてください。一番安全なのは、青信号になっていても、あわてて渡らず、次の信号まで待ち、ゆとりをもって横断することです。また、青信号になっても、すぐに飛び出す。また、青信号になっても、すぐに飛び出さないで、左右の車が止まってから渡りはじめることです。保護者がついていてからといって、保護者のあせつた渡り方を、子どもに教えないように心がけてください。横断しはじめた直後に信号が黄色に変ったときは、すぐ引き返すことです。道路の中央を過ぎてから黄色に変ったときは、できるだけ早く向こう側に渡りきることです。

●横断旗のあるところでは、横断旗をあげ、手もあげましょう



③ 道路に沿って歩くときの注意

歩道のない道路を歩くときは、道路の右端を歩き、大勢で歩くときなどは、横にひろがらず一列に歩くことです。また、ガケなどが



あるために、道路の右側端を通行することが危険であるときや、その他やむを得ないときは、道路の左側に寄って通行することです。



④ 車のかけの車に注意すること

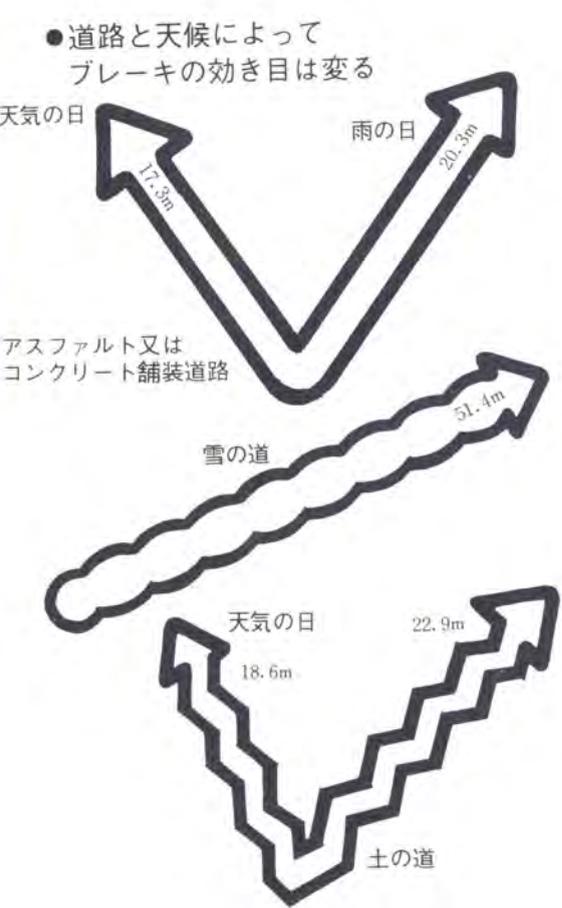
子どもの飛び出し事故は、駐車している車で見通しが悪く、そのために、子どもも運転者も気がつかないで起こることがよくあります。止まっている車や通り過ぎた車のすぐうしろを横断すると、反対側から車がくること

もあって危険です。また、止まった車の前いきなり渡ろうとすると、止まった車を追い越そうとして走ってくる車にはねられるおそれがあります。車の直前直後の横断はとくに注意しなければなりません。

② その他の外出のとき

子どもの登下校(園)の交通事故より、帰宅からの事故が多いので、帰宅後のことのも遊び場の選定や、子どもの遊び場を見とどけることが必要です。また、子どもはころびやすく、動きが鈍いため、軽快な動きやすい服装に心がけ、体の自由を妨げるような大きなものや、重い物を持たせないように注意することです。

中になって注意がそれたときには、急に走り出したときが多いようです。どうか保護者の皆さん、幼い子どもからいつも目を放さないように、また、ひとり歩きのことを見かけたときは、お互いに暖かくまもるように注意しましょう。また、登校(園)する子どもをもつ保護者は、学校などで子どもが教えてもらおう交通安全教育の内容を知ることにつとめ、家庭でのことにも対する交通安全教育を真剣に考えるとともに、家族ぐるみでたえず交通安全についての話し合いをする機会をもち、みんなで交通事故のない、明るい社会環境をつくるようにしたいものです。



昭和47年度交通安全スローガン
 (運転者向け)
 ● とっさの時に避けられますか、その運転で。
 (歩行者向け)
 ● ゆっくり待って、さっさと渡る。
 (子ども向け)
 ● ああドッキリ、フイなどびだしもうしません。

景気浮揚と公共事業

1 はじめに

四十七年度の富山県予算は、社会福祉の充実と景気刺激策として住宅や道路などを建設する公共事業の拡充をおもねらうとしています。

景気対策として、四十六年度の補正予算において、公共事業費の追加がされました。

このような一連の公共事業による、国、県の財政支出が、経済の動きにどのような影響を与えていくのかをみてみましょう。

2 財政政策の登場

封建時代から近代へと移った十九世紀以降の社会はアダム・スミスに代表される自由放任主義が支配的な考え方でした。

政府は、個人の創意を妨げず、市場における自由な競争になんら干渉を加えずに放任すれば、「みえざる手」の導きによって、もつとも好ましい経済状態が達成されるという考え方でした。

政府が経済の動きに干渉することは、自由な競争による調和を混乱させるものであり、政府のなすべきことを最少限にとどめること、政府の財政は、この調和と無関係に収入と支出とが等しい均衡財政であることが要請されました。

しかし、このような考え方は、二十世紀に入って生じた経済恐慌が多数の失業者を出し、社会不安を増大させるにつれ、政府が経済の安定に介入していくことによって、大きく修正されました。

従来の均衡財政の考え方によれば、不況による税収入の減少は、支出の削減となって、今まで財政支出によって購入されていた生産品や労働力が、それだけ少なくなることになり、ますます不況となっていくまじした。これを自由な競争による経済自らの回復にまかせることは、あまりに犠牲が大き過ぎるので、その対策として財政政策が登場してきました。

ケインズは、失業者が増え資源が余っているのは、生産量(賃金や利潤)となって何らかの人の所得となる。)が少ないからで、生産量がふえればそれにつれて失業者も減ってくるであろう。生産量(所得)と雇用量は社会全体の需要量(有効需要)がふえればそれにつれてふえてくるであろう。つまり、経済の規模は有効需要の大きさによって決まる、という考え方を打ち出しました。有効需要には、消費者がものを買い消費需要と、企業を営むために機械や工場をふやすための投資需要とがあります。

このうち消費の方は、そのときどきの所得の大きさにほぼ対応して決まると考えられます。投資の大きさは独自の原因で決まり、結局は所得の大きさ全体を決めることになるということが出来ます。

このような考え方を基本にして、不況を克服するた

めには、投資を政策的にふやすことが重要であり、民間投資が伸びない場合は、政府自らが公債などを財源とする財政支出によって、投資を生み出すことの必要性が主張され、現実にはアメリカのニューディール政策として応用され、功を奏しました。

それでは、財政支出(投資)の増加がどのようにして所得の拡大をもたらすのでしょうか。

いまダムの建設に財政支出された場合、一部は建設会社に従事する労働者や企業の所得に、一部はダム建設のための原材料の購入にあてられます。次に、原材料産業は、需要に対処して生産を増加させる結果、原材料産業の労働者や企業の所得になり、生産に必要な原料や資材にあてられます。さらに所得の一部は、消費需要として消費材の購入にあてられ、つぎつぎに社会全体に波及して、それに伴って所得の増加を引き起こし、最初の財政支出が何倍もの所得の増加となって景気を刺激していくわけです。(乗数効果)

3 現在の財政政策

現在では、経済の成長過程における景気循環の幅をできるだけ少なくし、安定した経済の成長を続けていくうえで、財政政策はもつとも有効な手段です。供給能力が有効需要をこえている場合には、税収入よりも支出を多くして、有効需要をつくりだすことによって

経済を拡大し、逆に景気が過熱し、有効需要が供給能力をこえている場合には、需要を減らすため、税収入よりも支出を少なくし、その分だけ需要を社会から吸い上げるといふ、租税政策や財政支出政策によって、有効需要水準をコントロールすることが出来ます。

現在の財政制度は、国有の自動安定作用(ビルトイン・スタビライザー)としての機能をもっています。

これは、景気が好況のときには、租税収入が、国民所得以上に増加し、一方支出面では失業保険金などが減少して、財政収支は自動的に黒字となります。不況のときには、逆に財政収支が赤字となって、財政が有効需要水準を安定させる働きをします。

しかし、自動安定作用の効果は、景気変動の一部を吸収する点にあり、景気変動に対し十分なものではありません。

積極的な対策としては、さきに述べた公共事業による財政支出の増減や、税率の変更がとられることになります。

4 県の財政措置

「住みよい富山県をつくる」ため、従来から積極的に公共投資を行ってきましたが、おとし秋以来の景気の停滞に対し、公共事業を大幅にふやすことによって、財政支出の面から景気の回復をはかることになりました。

四十六年度の補正予算では、当初予算の公共事業費二四八億円(災害復旧事業費は除いています。)よりも五八億円をふやし、また四十七年度当初予算では、三一七億円二八%増の公共事業費が計上されています。



っています。同時にこれらの公共投資による住宅、道路、上・下水道など社会資本の充実は、高度な福祉社会の実現に大きく前進することでしょう。

大正五年七月、越中男子の慣例に従い、富山より

徒まづて立山に登山し、歸路立山温泉近くのお花

畑にしほし眼をうけはる。半世紀を経た今日なお

花は咲き乱れていることであらう。

北岡正見

むらさきけむる やまなみに

みどりのはらの ひらけゆき

はなのきいろの たゆゆき

やまのおどこの こえびびく

はるのやまやま いまめざめたつ



北岡正見の略歴

明治三十六年富山市の生まれ。東大医学部卒。病原体の一種であるレプトスピラの研究で、昭和八年には医学博士。東大助教授を経て、二十一年国立予防衛生研究所リケッチャービルス部長に就任。各種の病原菌の研究で「浅川賞」「服部報公賞」イタリア政府の「コメンダトーレ」三等を授与される。現在、国立予防衛生研究所副所長のほか、WHO専門委員、細菌学・伝染病・ビルス学界の評議員など、多くの要職で活躍されている。

正しい一票の行使

この数年間、私たちはいくつかの選挙を経験してきましたが、選挙のたびに問題とされるものに、「投票率」があります。高い投票率を期待するのは誰でも同じですが、今までの状況を調べてみますと、現実には必ずしも樂觀できるものではありません。投票率に関する一般的な傾向として、次のことがいえると思います。大きな選挙になるほど投票率は低く、身近な選挙になるほど投票率は高くなるということです。

選挙の種類によって投票に軽重の差はないはずですが、実状はまことにきびしいものになっています。

投票率の動向が問題にされるとき、いつでもその最大の要因としてあげられるものに、「若い層の棄権」があります。最近の選挙では、これが特に目につく現象になってきています。次の表に掲げた数字が、なによりも雄弁にものがたっています。年代別人口では最も多くを占めるグループの投票率が低いために、結果として全体の投票率をひきさげる働きをしているのです。いままら言うまでもなく、私たちの生活において、政治の占める役割は非常に大きなものがあり、今後、ますます増大してゆく傾向にあることは、まちがいないと思います。市町村の政治、県の政治、国の政治。それらのどれを取り上げてみても私たちの生活に無関係のものはありません。この反面、私たちが日常生活のうえで、政治自体の影響を直接肌感する度合が、比

較的薄いことも否定できません。理屈のうえでは、政治の重要性を十分に理解しながら、私たちがとりまく各種マス・メディアによる情報の洪水によって、政治の動きがいかに大きく扱われようとも、雲の上のこのように考えられ、いつしかたたくさんのニュースのなかのひとつに過ぎなくなり、私たちの関心から外れていきます。ましてや、実社会に出てから日も浅く、あらゆる社会のことがら物珍らしく、多くの知識をどんどん吸収しようとする二十才代前半の人たちにとって、政治というものの本当の重要性、本当の力に容易になじめなく、自分たちの生活のなかにとり入れられないという考え方は、あながち否定はできない面もあるかと思えます。

しかし、「忙しくて、政治などに構ってられない」と、「面倒くさくて、投票に行かない」という言葉を耳にすると、私たちが選挙制度を基礎とした代議制政治制度の将来に、いちまつの不安を感じるのです。この選挙制度こそ、私たちが永年にわたって築きあげてきた英知の結晶なのです。これについて、「政治的関心の度合は、投票率の高低とは関係がない」「投票率の真実を述べるといいます、一面の真理を述べている」と思いますが、なんとこれも投票率が低くても、選挙の意味が失われます。

選挙の実態に目を転ずれば、選挙がますます都会型・大型化する一方、政策を語って有権者を説得する方法よりも、音と色とムード

で大量票をつかもうとする選挙運動が横行して、選挙運動が形式に流れがちなのが現実の姿です。その意味において、選挙制度の運用のしかたや、ひいては選挙制度そのもののあり方についても、有識者の間に再検討が望まれています。選挙は、私たちが政治に参加できる最良のチャンスです。政治をよりよく改善してゆくためには、選挙を素通りにはできないのです。「政治が悪い」と叫ぶには、まず投票することからはじめなければならぬのです。

私たちはもう一度、年代別投票率を見直して、選挙を明るく正しいものに、選挙を選挙としての効果あるものとするためにも、青年層の一段の理解と努力を促したいのです。

第1表 最近の選挙における投票率の推移 (パーセント)

種別	44.12.27 衆院選・知事選	46.4.11 県議選	46.6.27 参院選
全体の投票率	77.2	83.8	65.7
20才代の投票率	74.4	75.4	61.2

第2表 46.6.27参院選における年代別投票率 (パーセント)

全体	20才代	30才代	40才代	50才代	60才代	70才以上
65.7	61.2	70.8	75.7	75.7	71.0	56.6

(注) 年代別投票率は、標準的な投票区を抽出して推計したものです。



県政のうごき

2月11日→3月10日



昭和47年度予算案きまる



東水路へ初入港



青年議会閉会



山田村移動消費生活センター

二月一五日 昭和四十七年度予算案きまる
県は、四十七年度予算案として、愛と繁栄を基調に一般会計九〇五億一、二九万円、特別収益・企業会計をあわせて一、一一九億三、八二〇万円と発表した。

二月一五日 冬季国体に選手団三五五人参加
第二十七回国体冬季大会、スキー競技会は二十日から二十三日まで、鳥取県・豪岡山スキー場を中心に関われた。開会にさきだち、参加富山県選手団の結団式と壮行会が行なわれた。

昭和五十一年に、富山県で国体冬季大会開催を予定していることもあって、選手団がはじめて三十人をこえた。

二月一五日 東水路へ初入港
国と県がしゅんせつを進めている富山新港の東水路が一部完成し、木材専用ふ頭にソ連船クルンダ号が初入港した。

東水路は四十五年十一月からしゅんせつ工事をはじめていたもので、四十七年度中に、一、七〇〇坪、幅三五〇坪、水深一〇坪の水路が完成する。

二月一八日 南米パラグアイ国イグアスへ移住する山本登美雄さん一家と、石田修三さんの壮行会が県庁で行なわれた。

二月二一日 輸送対策協を設置
富山新港臨海工業鉄道建設促進同盟会は、運輸調査局から中間答申のあった臨海鉄道敷設ルートの調査報告を協議した。

その結果、ルート八案のうち、最も経済効率の高い能町―新港―呉羽ルート案を、貨物流通問題にまでひろげて検討する必要があるとして、四月に富山・高岡地区貨物輸送対策協議会を発足させ、総合的に計画をたていくことを決めた。

二月二四日 繁久寺橋が開通
県が六億七千万円をかけて、五年半がかりの工事を進めていた、高岡市街地と高岡駅南地区を結ぶ県道片原町―伏間江線の繁久寺踏切立体交差が開通した。

二月二三日 青年議会閉会
第十五回富山県青年議会最後の本会議が、二十三日議会大会議室でひらかれ、代表質問

・一般質問などのあと、県政研究議案を採択し、交通安全対策・青年議会の本会議場使用など、議員提出による二つの議案を可決して九月から半年にわたる議会を終了した。

二月二九日 二月県議会ひらく
二月定例県議会は本会議をひらいて、会期を三月二十二日までの二三日間と決めたと四十七年度予算案など六七議案、専決処分報告四件、あわせて六九案件を上程、中田知事が提案理由を説明した。

三月一日 今冬最高の積雪
暖冬異変も、三月に入って本格的な雪模様となり、宇奈月・猪谷で五〇センチ、高岡で二〇センチ、富山で三〇センチ、今冬最高の積雪となった。

三月六日 山田村で移動消費生活センター
消費者の買い物相談や苦情、商品テストを行なう富山県消費生活センターの移動展が、山田村役場の二階ホールでひらかれた。

同センターは、利用者が富山市周辺の人に集中しがちのため、県下市町村をまわって、かきこい消費者づくりに役立てている。

洋装百年

日本に洋服がはいつてきたのは、文明開化の明治になってからで、まず軍服からはじまった。明治三年に赤帽紺色、肋骨入りのものが制定されたことによって、役人・警官・教員も制服を着るようになった。明治六年には天皇みずから断髪洋装の姿を示された。女子の洋装は、鹿鳴館時代（明治十六年）ころからはじまったらしい。

高山県では、明治二十年に国重県知事が訓令して、以後生徒の服装は洋服とし、生地は小倉（地の厚いめん生地）、色は夏は紺、冬は紺と指示しているが、どの程度着用されたものだろう。当時は官僚万能時代で、洋服と鼻下にひげをつけた姿は、あこがれの的であった。しかし、一般に県内は和装時代で、わずかに男子に洋服が開発された程度であった。

大正から昭和にかけて、看護婦・女教師・女医者・電話交換手あたりから洋装がはじまった。つまり、職業服として女子の職場進出と共に発生したもので、軽快な運動服として利用されるようになってきた。また、そのころからニキビ学生の目を引いた女学生の海老茶はかまも、セーラー服に変わりはじめるのである。やがてエロ・グロ・ナンセンスの時代となり、パーやカフエーが誕生し、流行歌に

ダンスがはやるころになると、ハイカラ女性には、洋装・バラソル・断髪・ハイヒールが喜ばれるようになる。しかし、これは一部のことである。家庭着になるのはまだまだ後のことである。

男の洋服は、それに比べると早かった。中学生などの制服からはじまって、子どもも洋服化し、しだいに官吏・会社員にもひろまり小僧・番頭にいたるまで、洋服にゴム靴がはやるようになった。つまり、仕事着として着用されたのである。しかし、ふだん着までは浸透せず、二重生活の嘆きがたえなかった。

やがて戦時下になると、服装も軍国調一点張りになる。すべてを国へささげ、衣類の切符制と共に、昭和十五年には男はカーキ色の国民服に、女は筒袖・モンペ姿の婦人標準服に統一され、防空活動や竹槍訓練に精を出したのである。戦後しばらくは、ないないづくしの裸生活で、父母の古着類をタンスの底から引き出して、つくり直した竹の子生活がつづいた。

しかし、昭和三十年ごろから経済も復興して、衣類も出まわり、自由な空気に解放されると、ニューモードの大胆なデザイン、派手な洋装が流れた。店頭には色鮮やかな女性の服がはらんし、フアッシュンショウ



鹿鳴館時代



明治時代有名ジャーナリスト



大正末期の男子



昭和初期の洋装



昭和十五年ごろの女の子

富山県史編さん室

がはやり、しなやかな体にびったり合ったかっこうになってきた。はじめは、ロングスカートの優美な曲線が足首までおつていたが、その後昭和四十年すぎから、ミニ・スカートになり、ひざ上二十センチと脚線美もよく、スタイルや着こなしが身についてきた。最近では洋服が家庭生活の中でふだん着となり、男の和装姿はほとんどなく、女性の和服姿は、しだいに晴着衣装化していくように思われる。

暮しの知恵

牛乳

暖かい日がつづくようになると、冷めたい飲みものがおおいしく感じられるようになります。ジュース類を飲むのなら、栄養のある牛乳をと思われ方もあるでしょう。しかし、私たちが牛乳と通称しているものには、次のような種類があります。

①牛乳

牛からしぼった乳を、そのままの状態です。殺菌し、脂肪球をこまかくして、均質化しただけ販売しているものです。よく「牛乳の中に水を混ぜているのではないか」という言葉を耳にしますが、牛乳の場合には水を混ぜたり、その他の加工操作はいっさい認められていません。

②加工乳

加工乳は牛乳と外観は同じですが、その成分は牛乳以上で、微量の栄養素も強化されています。

加工の方法は一定していませんが、牛乳に牛乳成分を増強したり、ビタミン類や鉄分などを添加したもの、全粉乳（牛乳を乾燥させたもの）や、脱脂粉乳に水を加え、バターやビタミン類・鉄分などを添加したものがあ

ます。

③乳飲料

牛乳や乳製品を主原料として、これに砂糖・コーヒ―・色素・香料・果汁などを入れて作った飲みものです。乳飲料は、普通牛乳や加工乳とは成分のうえで全然異なったものです。したがって、嗜好飲料と割り切って考



▼牛乳・加工乳

- ①種類別
- ②製造年月日または製造日
- ③殺菌温度および製造時間
- ④乳処理場の所在地
- ⑤乳処理業者名（法人の場合は名称）

▼乳飲料

- ①種類別

●牛乳はフタを読んで飲みましょう

これらの牛乳には食品衛生法により、次のようなことがフタに明示されています。

- ②製造年月日または製造日
 - ③主要な混合物の名称およびその重量百分率
 - ④食品添加物があればその種類
 - ⑤製造所の所在地
 - ⑥製造業者名（法人の場合は名称）
- なおこのほか、業界の自主規制により、次のことが標示されています。
- ①牛乳・加工乳には、乳脂肪分と無脂肪固形分の含有率
 - ②乳飲料には、牛乳分・脱脂乳分・糖分の含有率とその他の主要原料名
 - ③飲用乳の容器には「要冷蔵」または「冷蔵保存」の文字
 - ④この規約にしたがって製造された飲用乳の容器には（公正）のマークをつける。

点滴

あさま山荘の過激派グループの活動を、最近のマスコミは、連日連夜私たちの目の前に写し出しました。あの光景を見てみると、いったい彼らの人間観、人間の善悪というものはどうなんだろうと考えさせられました。彼らを見ると、人間というのは生まれながらにして、善なるものなのか、悪なるものなのかわからなくなります。なんの憎しみや恨みもない一市民牟田泰子さんを人質にして、その生死も確かめられず、ろう城している彼らには良心があるのでしょうか。警察の粘り強い説得にも応ぜず、犯人の母親の呼びかけにも応答なく、いったい彼らは何を考え、そして全く無縁の善良な弱い女性をどうするつもりだったのでしょうか。毎日国民が身を案じて様子を見守っていたそのニュースの中で、私も人質の生存を信じ念じている一人でした。

十日目に入って、やっと警察側も強行手段をとり、長時間かかって犯人を逮捕したその瞬間、「死んでしまえ」という声が出た。こんなに世間を騒がせた彼らの目的は、なんだったのでしょうか。ただ警察側への抵抗にすぎなかったのでしょうか。彼らは革命の起爆力たらんと潜伏し、準備活動が続けていたのだそうですが、いったい彼らの考えている平和な社会とは、どんな社会でしょうか。なるほど、現在の社会にはいろいろな矛盾や社会悪



最近のニュースを見て

青く澄んだ空に輝やく白銀の立山。それは自然の恵み。海には能登半島を防波堤にした富山湾があり、新時代を築くであろう富山新



期待と協力



があります。政治の貧困さも「せま」せま。しかし、戦争を憎んだわれわれは、平和を念じてお互いに努力しています。信念や思想をわかってもらうために、手段を選ばないという行為は罰せられるべきでしょう。幸いに、泰子さんは救出されましたが、二人の警察官の命を奪い、数人の怪我人を出しました。このような行為は許しがたいものといえます。

富山市大泉二区 宮川 礼子

港があります。そして対岸には、日本に追いつくと国土の開発に意気込んでいる韓国、シベリアの開発を進めるソ連、そして今話題になっている北朝鮮があります。

地の利を最大限に利用した政治、それは産業の発展を急速に進めます。そしてそれは何にもまさる資本です。富山県の発展は、この地の利を利用した産業にあると思います。

美しい自然はすべての人々のもので、大自然の偉大さを知る時、それは勇気を与えてくれるであります。産業は私たちに生き残るかとなる職を与え、新しい都市を造り、より良い環境を生み出してくれるはずで、しかしながら現実には、より完全な計画を要求してきています。大きな計画の一部分のミスは、憎むべき数々の公害を生み、木や鳥や魚をもむしばみ、人間すらも疎外しようとしています。このような環境の悪化は、県民の皆さんが指摘しておられます。その声は直接の被害者の声です。これの解決なくして真の発展はあり得ません。人間あつての産業であり社会であるはずですから。

県内各地へ流れる情報の数々。いろいろな経路をへて、私どもに伝わってきます。その中いくつかは当事者となり、その恩恵を受けて感謝する。時には中継者となって評価し、関心ある人々にお伝えする。また、一県民として自分なりに判断し批判しながら、自己の形成に努め情操を育てる。そんな人間でありたいと思います。

県政は私たちの指針です。私たちが常日頃県政に対して望むことは、明るく住み良い郷土の建設です。これを達成すべく努力されていることに感謝しながら、私どももまた、それに協力したいと思います。

西砺波郡福光町吉江中七六 木下 顕信

ご質問に お答えします

問 新聞やテレビなどで、裁判関係のニュースがしばしば報道されるようになりました。これらのニュースの中に、「裁判所、〇〇事件で訴訟救助」「訴訟救助のわく広がる」といった報道があります。この訴訟救助の制度について、簡単に説明してください。

答 わたしたちが、交通事故や公害などの被害を受けて、損害賠償について話し合いがまとまらず、争いがおきたときは、裁判所に訴えて、どちらの言い分が正しいかを決めてもらうことになりす。

しかし、訴えるには、いろいろの費用がかかります。まず訴える理由をしたためた書面を裁判所に提出しますが、その書面には印紙をはらねばなりません。次に自分の主張が正しいことを証明するために、証人や鑑定人を立てることにしますが、この証人や鑑定人には旅費・日当・宿泊料・鑑定に対する報酬などを支払う必要があります。これらの費用は、最終的には訴訟に負けた者が負担することになっていきますが、訴訟の勝ち負けが決まるまでは、自分で出さなければなりません。



お金がないために、泣き寝入りをしたり、不利な条件で妥協したり、訴えても十分な証拠が出せないといったことで、勝つことのできる訴訟に負けるということもあるわけです。これは、民主主義のもとをなす「法の支配」が、「力の支配」に取って代わられるというおそれが出てくることになりす。

訴訟救助の制度は、貧困であっても、裁判によって権利の保護を受けられるようにし、力による社会秩序の破壊を防ごうとするものです。この制度を利用することはより、訴状に印紙をはる必要はありませんし、証人や鑑定人に支払うお金も、国が一時立て替えてくれます。

訴訟救助を受けるためには、訴訟費用を支払う資力がなく、訴訟に勝つ見込みがないわけではないこと、二つの条件が必要で

訴訟救助を受けようとする人は、裁判所に訴訟救助の申し立てをし、救助を求め理由を述べるとともに、二つの条件、特に自分に資力がなくという点について資料を提出しなければなりません。

訴訟救助が与えられますと、国が必要な訴訟費用を立て替えて、その訴訟を進めることになりす。

しかし、救助を受けた人が、その後、資力を回復すると、訴訟救助の決定が取り消されて、支払いを猶予されていた費用を国に支払うことになりす。

この制度は、主として交通事故や、公害を理由とする損害賠償請求訴訟で現在活用されていますが、このほかのすべての民事訴訟にも利用できるものです。

なお、訴訟救助の制度は、前に述べたように印紙代や証拠調べの費用をカバーするもので、弁護士費用までカバーするものではありません。弁護士費用をカバーするものには、法律扶助制度があることをつけくわえておきます。

くわしいことは、もよりの裁判所へお問い合わせください。

裁判所



(訂正)

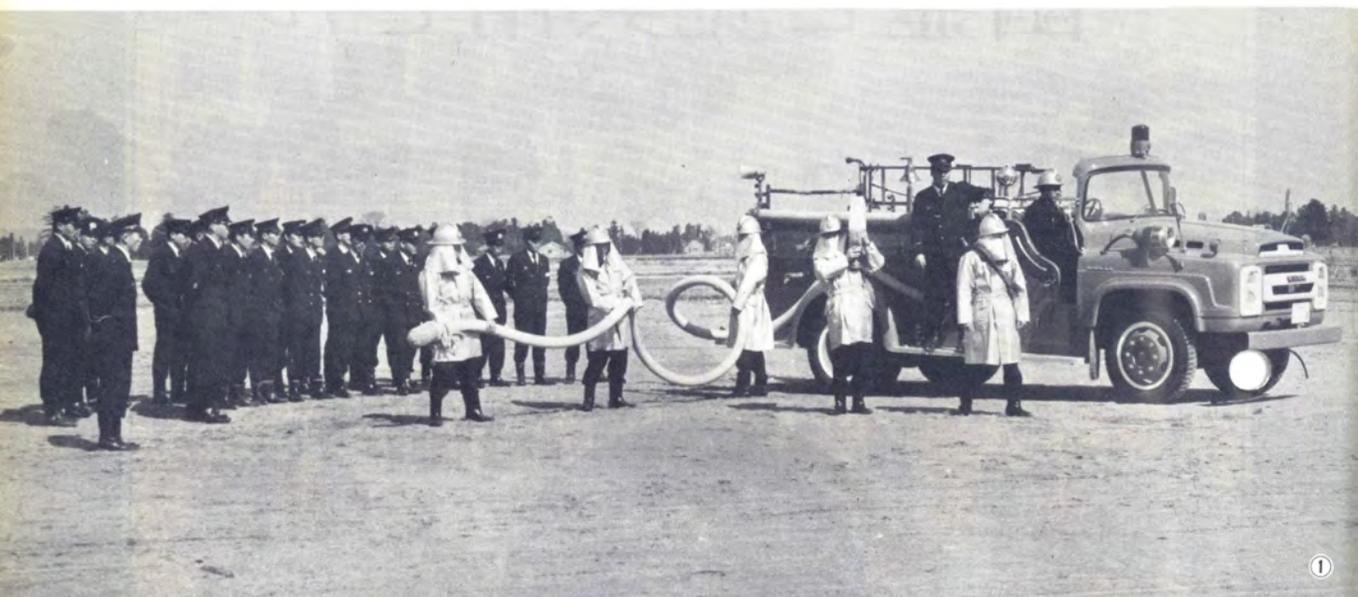
二月号掲載の、「国民健康保険の強制加入についての記事」中、「退職した日から五年間」とあるのは、「その病気の初診の日から五年間」の誤り。

また、「文化財を守りましょう」の記事の中で、「国指定文化財、五箇山菅沼部落の写真は、相倉部落の誤りでしたので、おわびして訂正いたします。

富山県消防学校

複雑多様化する社会環境の変化は、消火活動を困難にするとともに、高度な科学性が要求される。また、作業は一刻を争う。人命救出にあたっては、わが身をかけなければならないこともある。

この要請に応えるため、消防学校では救助活動・危険物・原因調査・無線通信など、実態に応じた課程がつくられ、徹底した訓練によって、科学的消防技術の習得と、強じんな体力がつちかわれる。



- ① 耐熱服に身を固めた訓練に 緊張感がみぎる
- ② 赤い消防自動車は 校舎と一体になっている
- ③ 人命を救うための応急手当は重要なこと ダミーも一役
- ④ 帽子はソレツというときに 責任と義務にとってかわる



近代的消防士の養成を

レクリエーション ポイント



● **風・丘**
立山連峰のふもと、立山町芦峯寺に四月一日からオープン。立山の歴史の流れが一目でわかる。風土記の丘としては、全国で五番目のもの。この地は、立山信仰の行者たちが立山登山する起点であったため、芦峯中宮寺を中心に築えてきた。明治初年の神仏分離令により、さびれ、現在に至っているが、もう一度昔の姿を復興して、県民に親しまれる歴史公園に整備した。

なかには、中宮寺うば堂・布橋・えんま堂・雄山神社・江戸時代の民家である有馬家と嶋家・縄文時代の住宅・カモシカ・雷鳥園、民俗資料館、駐車場などがある。

● **大川寺公園**
県内屈指の規模をもつ遊園地。ジェット・コースター、回覧車、ボート、ゴーカートなど、各種の遊技施設が整っており、連日、親子ついでにぎわっている。地鉄上滝線、大川寺遊園駅下車、徒歩一分。

● **雄山神社**
立山頂上にある雄山神社の麓宮つまり、里宮として建てられたものとみられる。国の指定文化財。室町時代の建築様式がしのばれるが、本殿は、鎌倉時代の將軍家の寄進といわれている。

● **広報誌：みんなの県政配布**
県民のみならずのバイブ役として、県政のうごきを中心に載せた雑誌です。市町村・病院・銀行の待合室・学校・農協などへお届けしていますので回覧してお読みください。また、県庁、富山、高岡、砺波・魚津の各総合庁舎の県民相談室窓口にも備えてありますから、ご自由にお持ち帰りください。

● **新聞：みんなの県政**
北日本・富山・読売・北陸中日新聞に、毎月一回県政の解説やお知らせなどを掲載しています。四月二十九日の予定です。

● **テレビ：みんなの県政**
県政の広報事項を、対談やフィルム構成で放送します。
北日本放送（七時四十五分～八時）
四月二日・九日・十六日
二十三日・三十日
富山テレビ（十一時二十五分～十一時五十五分）
四月二十九日

● **県政広報お知らせ**
● **テレビ：みんなの県政**
県政の広報事項を、対談やフィルム構成で放送します。
北日本放送（七時四十五分～八時）
四月二日・九日・十六日
二十三日・三十日
富山テレビ（十一時二十五分～十一時五十五分）
四月二十九日

越中の伝説 幽霊と覚兵衛さん



ゴウツ。ウオーン、ウオーン、ウオーンと、遠くまで無気味な地鳴りを響かせて落下していく、五箇山の雪崩（なだれ）はすさまじい。ものすごい雪煙は次々と大木を根こそぎはねあげながら、谷底深く沈むかとみるやたちまち鎌首をもたげ、白い怒涛と化した向いの山にかけのぼっていく。オドロ、オドロと地鳴りは果てしなく、大自然の怒りはいつ止むとも知れないのである……こうした雪崩に運悪く襲われた人間は、あつという間に中天高く吹き飛ばされ、雪煙の上に舞うチョウのように、しばし見える姿が最後だという。

そのむかし、五箇山利賀谷の若い夫婦が、こうした恐ろしい雪崩にあつて死んだ。雪の深い年で、春まで遺体があがらなかった。

村長（むらおき）であつた覚兵衛は、日ごろこの年若い夫婦のめんどうをなにくれとなくみてやつていた。雪解けをまつて始められた遺体の捜索にも人一倍力をつくし、ねんごろに葬つてやつた。

その晩のことである。

覚兵衛が寝ていると、死んだ女が現われ、初めは膝のあたりに、次には腹の上に、最後には胸の上に腰をかけるようにして、ソリーと覚兵衛の顔をのぞきこむ。そして、幾度となく頭をさげるのであつた。

覚兵衛は肝の太い、度胸のある人であつたので、驚くどころか、幽霊にむかつて

「わかちよる。わかちよる。ええかげんに成仏せんと、極楽行きの舟が出るぞい」とさつとすようにいった途端、パツと消えた。

次の日、井波へ用事に出かけた覚兵衛が、利賀川沿いにさしのぼるうち、高沼あたりでトツプリと日が暮れた。さすがに困つて足をとめた時、いまきた道にチョウチンの灯りが動いてくる。

「ありがたい。村の衆か」と、待っている

と、驚いたことに薄絹張り箱提燈（はこちよ）

「うん」だけがヒョコ、ヒョコと空中を歩いてくる。箱提燈の中には死んだ男の首が浮んでいて、ニコニコ笑いながら

「昨夜は家内が失礼いたしました。夜道でお困りの様子だから、仏様が道案内せいでいられ、やつて参りました」といふ。

まっくら闇の深山で、こういうことに出会えば、よほど修練した人でも気絶するに違いないと思われるのだが、覚兵衛という男は一

向に平気で

「やあ、それは大儀なこつちやなあ」といって、この幽霊男と世間話を交わしながら無事に家についた。それから後も覚兵衛が山仕事で、あぶないことがあると必ずこの若い夫婦が現われて、覚兵衛を助けたということがある。極楽から派遣される幽霊というのは前代未聞だと、村人たちの評判になつたともいわれている。

谷内（やち）で覚兵衛とか、古屋敷の覚兵衛とか呼ばれたこの人は、谷内掃部頭平有光の末孫ともいわれ、豪胆な反面ユーモアに富んだ人柄だつたらしく、おもしろい話を残しているのだ、その一つを紹介しておこう。

「炭焼小屋は暖かいから、青大将がゾロゾロくる。そいつをギユツと結んで重ねておくと、オカズになる。ガマもやってくる。

こいつにタバコやヤニをなめさせる

と、水ばたでハラワタを全部ひっぱりだして、洗濯してやる。そこを鎌でスパツと頭を切り落すんだ。するとガマの奴、右手と左手をかわるがわる上げまわして、頭をさがすなあ。夜になればムジナがホイ、ホイいうて、人間に化けてくる。中へ入つて暖まれやというてやると、炭火のそばで大金玉をどんどん揺るから、その中にホイと炭火を投げこんでやるんじや。アツチツチと叫んで逃げる姿が、いやはや、おもしろうて、炭焼

きだけはやめられんわいな」

精神開発研究委員 成瀬昌示



おっとひとこと!